

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																																								
東北文化学園専門学校		昭和58年12月27日		佐藤 直由		〒 981-8552 (住所) 宮城県仙台市青葉区国見6丁目45番16号 (電話) 022-233-8163																																								
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																																								
学校法人東北文化学園大学		昭和53年3月17日		石崎 雄司		〒 981-8550 (住所) 宮城県仙台市青葉区国見6丁目45番1号 (電話) 022-233-3330																																								
分野		認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度																																				
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程		総合福祉学科 社会福祉科		平成24(2012)年度		-		平成26(2014)年度																																				
学科の目的		本校社会福祉科の教育課程は、社会福祉士養成を社会福祉士養成と同時に、社会福祉に関する専門的な理論と実際の技能に重点を置いた教育課程を構成し、求められる職能の多様化・高度化に対処できる人材の養成を目的に設置する。																																												
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格等)		(資格等)社会福祉士受験資格(実務2年必要)、社会福祉士主任任用資格、介護職員初任者研修、レクリエーション・インストラクター																																												
修業年限		昼夜		全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義		演習		実習		実験		実技																																
2年		昼間		※単位時間、単位いずれかに記入		2,145 単位時間 - 単位		1,140 単位時間 - 単位		600 単位時間 - 単位		360 単位時間 - 単位		0 単位時間 - 単位		45 単位時間 - 単位																														
生徒総定員		生徒実員(A)		留學生数(生徒実員の内数)(B)		留學生割合(B/A)		中退率																																						
80人		6人		0人		0%		11.8%																																						
就職等の状況		<table border="1"> <tr><td>■卒業生数(C)</td><td>:</td><td>9</td><td>人</td></tr> <tr><td>■就職希望者数(D)</td><td>:</td><td>2</td><td>人</td></tr> <tr><td>■就職者数(E)</td><td>:</td><td>2</td><td>人</td></tr> <tr><td>■地元就職者数(F)</td><td>:</td><td>1</td><td>人</td></tr> <tr><td>■就職率(E/D)</td><td>:</td><td>100.0</td><td>%</td></tr> <tr><td>■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)</td><td>:</td><td>50.0</td><td>%</td></tr> <tr><td>■卒業者に占める就職者の割合(E/C)</td><td>:</td><td>22.2</td><td>%</td></tr> <tr><td>■進学者数</td><td>:</td><td>7</td><td>人</td></tr> <tr><td>■その他</td><td>:</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>なし (令和5年度卒業生に関する令和6年5月1日時点の情報)</p> <p>■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、医療機関等</p>									■卒業生数(C)	:	9	人	■就職希望者数(D)	:	2	人	■就職者数(E)	:	2	人	■地元就職者数(F)	:	1	人	■就職率(E/D)	:	100.0	%	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)	:	50.0	%	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)	:	22.2	%	■進学者数	:	7	人	■その他	:		
■卒業生数(C)	:	9	人																																											
■就職希望者数(D)	:	2	人																																											
■就職者数(E)	:	2	人																																											
■地元就職者数(F)	:	1	人																																											
■就職率(E/D)	:	100.0	%																																											
■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)	:	50.0	%																																											
■卒業者に占める就職者の割合(E/C)	:	22.2	%																																											
■進学者数	:	7	人																																											
■その他	:																																													
第三者による学校評価		<p>■民間の評価機関等から第三者評価: 無</p> <p>※有の場合、例えば以下について任意記載</p> <p>評価団体: - 受審年月: - 評価結果を掲載したホームページURL: -</p>																																												
当該学科のホームページURL		https://www.tbgu.ac.jp/college/faculty/socialwelfare																																												
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)		<p>(A: 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>2,145 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>240 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>45 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>2,145 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>240 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>45 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table> <p>(B: 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総単位数</td><td>- 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>- 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>- 単位</td></tr> <tr><td>うち必修単位数</td><td>- 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>- 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>- 単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>- 単位</td></tr> </table>									総授業時数	2,145 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	240 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	45 単位時間	うち必修授業時数	2,145 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	240 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	45 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間	総単位数	- 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	- 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	- 単位	うち必修単位数	- 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	- 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	- 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	- 単位								
総授業時数	2,145 単位時間																																													
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	240 単位時間																																													
うち企業等と連携した演習の授業時数	45 単位時間																																													
うち必修授業時数	2,145 単位時間																																													
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	240 単位時間																																													
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	45 単位時間																																													
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																													
総単位数	- 単位																																													
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	- 単位																																													
うち企業等と連携した演習の単位数	- 単位																																													
うち必修単位数	- 単位																																													
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	- 単位																																													
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	- 単位																																													
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	- 単位																																													
教員の属性(専任教員について記入)		<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3人</td> </tr> </table> <p>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数 2人</p>									① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	2人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人	計	3人																								
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0人																																													
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1人																																													
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																																													
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	2人																																													
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人																																													
計	3人																																													

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

近年の社会福祉士等の社会福祉従事者の動向は、従来の児童、障害者、高齢者などの福祉にとどまらず、教育、医療、司法といった分野への職域拡大の動きが注目されている。本校社会福祉科の教育課程では、このような動きに応えるために、社会福祉主事養成を社会福祉士養成と同時に、社会福祉に関する専門的な理論と実践的な技能に重点を置いた教育課程を構成し、求められるその職能の多様化・高度化に対処できる人材の養成を目的としている。企業等との連携に関しては、学校と企業等が連携することで、実践的かつ専門的な職業教育を行なうための意見や要望を検討し、教育課程の編成に反映する等、活用していくことで教育効果を相乗的に高めていく。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校には「教務委員会」が設置されており、(1)教育課程に関する事項、(2)授業及び試験に関する事項、(3)その他教務に関する事項を審議することを規程に定めている。また、同規程では教育課程に関する事項を審議する場合は「教務委員会」が「教育課程編成委員会」を設置して審議することができることと定めており、教頭を委員長として校長が委嘱する委員を含めて組織編成をすること、審議事項及び教育課程について速やかに校長及び教務委員会に報告することなども規定している。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
中里 仁	NPO法人 全国コミュニティライフサポートセンター 理事	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(1年)	①
大宮 憲二	社会福祉法人大樹 特別養護老人ホームせんじゆ 統括施設長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	③
大信田 和義	株式会社 ジェー・シー・アイ 代表取締役社長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	③
熊谷 猛	東北文化学園専門学校 教頭	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	-
津田 真彦	東北文化学園専門学校 教務主事	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	-
三浦 歌奈子	東北文化学園専門学校 教務副主事	令和6年5月7日～ 令和8年3月31日(1年11か月)	-
馬場 健二	東北文化学園専門学校 事務部副部長兼事務課長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	-
渡辺 英隆	東北文化学園専門学校 総合福祉学科長兼社会福祉科長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	-
阿部 秀樹	東北文化学園専門学校 介護福祉科長	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日(1年)	-

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「-」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、11月)

(開催日時(実績))

2023年度第2回 令和5年11月15日 16:00～17:00

2024年度第1回 令和6年6月12日 14:50～17:05

2024年度第2回 令和6年11月13日 15:00～17:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

社会福祉士及び介護福祉士法における省令改正について説明を行い、社会福祉士及び介護福祉士のカリキュラムの見直しについて編成委員より次の意見が出された。社会福祉士の新カリキュラムについては、科目名称が相談援助からソーシャルワークに変更されることを踏まえ、相談援助というフィールドにとどまらず幅広いフィールドに対応できるソーシャルワーカーの養成教育を具体化するため、編成委員の意見を活用し教育課程に組み入れた。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

社会福祉士養成の新しい教育課程では、実習や演習要件を強化することを目的に実践力を重要視しており、量から質への転換が求められている。このような状況の中で、実習・演習に重点を置いた教育課程を構成し、即戦力として業務に従事できる社会福祉従事者を育成することを目標とする。ソーシャルワーク実習においては、学校と企業等が連携することで、実践的かつ専門的な職業教育を行なうための意見や要望を検討し、教育課程の編成に反映する等、活用していくことで、実習における教育効果を相乗的に高めていく。また、学習効果を高めるために、実習指導教員の巡回訪問時に中間評価の機会を設けることによって到達状況と今後の課題についての理解を三者で共有する。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

- ①実習期間は、週に1回以上実習先を訪問し、実習生についてまたは実習内容について巡回指導を実施する。
- ②実習開始前と実習終了後実習先を訪問し、実習期間や実習内容についての打合せを実施する。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
ソーシャルワーク実習	5. その他※具体的な連携方法を科目概要欄に記述すること。	現場体験を通して社会福祉専門職(社会福祉士)として仕事をするうえで必要な専門知識、専門援助技術及び関連知識の内容の理解を深める。また、相談援助業務に必要な資質・能力・技術を習得する。	特別養護老人ホームせんだんの館 特別養護老人ホームせんじゅ せんだんの館デイサービス 認知症対応型共同生活介護木かげ等

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

本校社会福祉科の教員として必要な知識、技術、技能や授業および学生への指導力について計画的に教育し、向上させることを目的に、研修等への参加機会を積極的に設け、組織的に取り組んでいく。

また、社会福祉に関する制度改正といった福祉業界の最新の動向を見極めるため、研修等への参加を推奨し、学生のためにフィードバックできるように、常に最新の知識・技術の修得と指導力向上に努める。

(2) 研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 第52回全国社会福祉教員セミナー2023	連携企業等: 日本ソーシャルワーク教育学校連名
期間: 2023年2月2日(土)~2月3日(日)	対象: 科教員
内容: ポストコロナ時代のソーシャルワーク教育を考える	
研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容:	
研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容:	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容	
研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容	
研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容	

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容	
研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容	
研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 東北文化学園専門学校 2024年度 第1回 教職員研修会	連携企業等: 学内
期間: 2024年4月2日 火曜日	対象: 教職員
内容 「2024年度東北文化学園専門学校・事業計画」	
研修名: 東北文化学園専門学校 2024年度 第2回 教職員研修会	連携企業等: 学内
期間: 2025年1月6日 月曜日	対象: 教職員
内容 「卒業後の就職状況について」、「検定試験・資格試験取得計画について」、「中期計画進捗状況について」	
研修名:	連携企業等:
期間:	対象:
内容	

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

教職員が行った自己評価に基づき、校長から委嘱された学校関係者評価委員と校長から指名された教職員が、協働して教育活動等を分析・評価し、改善策を検討する。また、専門的視点及び多角的な側面からのアプローチにより、教職員が行った自己評価について客観性や透明性を高めていく。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・理念、目的、育成人材像は、定められているか。 ・育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか。 ・理念等の達成に向け特色ある教育活動に取り組んでいるか。 ・社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか。
(2) 学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・理念等に沿った運営方針を定めているか。 ・理念等を達成するための事業計画を定めているか。 ・設置法人は組織運営を適切に行っているか。 ・学校運営のための組織を整備しているか。 ・人事・給与に関する制度を整備しているか。 ・意思決定システムを整備しているか。 ・情報システム化に取り組み、業務の効率化を図っているか。
(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方法を定めているか。 ・学科毎に修業年限に応じた教育到達レベルを明確にしているか。 ・教育目的・目標に沿った教育課程を編成しているか。 ・教育課程について外部の意見を反映しているか。 ・キャリア教育を実施しているか。 ・授業評価を実施しているか。 ・成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか。 ・作品及び技術等の発表における成果を把握しているか。 ・目標とする資格・免許は、教育課程上で、明確に位置づけているか。 ・資格・免許取得の指導体制はあるか。 ・資格・要件を備えた教員を確保しているか。 ・教員の資質向上への取り組みを行っているか。 ・教員の組織体制を整備しているか。
(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率の向上が図られているか。 ・資格・免許取得率の向上が図られているか。 ・卒業生の社会的評価を把握しているか。
(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか。 ・退学率の低減が図られているか。 ・学生相談に関する体制を整備しているか。 ・学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか。 ・学生の健康管理を行う体制を整備しているか。 ・学生寮の設置など生活環境支援体制を整備しているか。 ・課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ・保護者との連携体制を構築しているか。 ・卒業生への支援体制を整備しているか。 ・産学連携による卒業後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか。 ・社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか。
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・教育上の必要性に十分対応した施設・設備・教育用具等を整備しているか。 ・学外実習、インターンシップ、海外研修等の実施体制を整備しているか。 ・防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか。 ・学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか。
(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいるか。 ・学生募集を適切、かつ、効果的に行っているか。 ・入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか。 ・入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか。 ・経費内容に対応し、学納金を算定しているか。 ・入学辞退者に対し、授業料等について、適正な取り扱いを行っているか。
(8) 財務	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか。 ・学校及び法人運営に係る主要な財務数値に関する財務分析を行っているか。 ・教育目標との整合性を図り、単年度予算、中期計画を策定しているか。 ・予算及び計画に基づき、適正に執行管理を行っているか。 ・私立学校法及び寄付行為に基づき、適切に監査を実施しているか。 ・私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか。
(9) 法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか。 ・学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施しているか。 ・自己評価の実施体制を整備し、評価を行っているか。 ・自己評価結果を公表しているか。 ・学校関係者評価の実施体制を整備し評価を行っているか。 ・学校関係者評価を公表しているか。 ・教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか。
(10) 社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。 ・国際交流に取り組んでいるか。 ・学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか。
(11) 国際交流	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

幅広い意見をいただき、社会ニーズ及び業界動向の把握・分析を行い、教育の質の確保に努める。指摘を受けた事項は教務委員会等で検討し、各課程及び学科に具体的な改善策の検討を指示する。指摘を受けた事項の改善については組織的に対応し、各委員へ進捗状況のフィードバックを行う。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
栗原 憲昭	一般社団法人 宮城県建築士事務所協会 名誉会長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	業界団体
曾根 利恵	宮城県診療情報管理研究会幹事(日本赤十字病院 医事課 診療情報管理係長)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	業界団体
中里 仁	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	業界団体
郡山 知之	株式会社日本眼科医療センター 代表取締役	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	企業等役員
須藤 智裕	東北文化学園専門学校同窓会 会長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.tbgu.ac.jp/college/about/disclosure>

公表時期: 令和6年12月31日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校は、企業・実習施設、関係団体等との連携及び協力の推進に資するため、教育活動、就職状況、学校運営の状況等について積極的な情報の開示に努めるものとする。なお、個人情報の取扱いについては「個人情報保護規程」を定め、学生・保護者へは入学時のオリエンテーション等で説明し、個人情報の漏えい等が無いよう配慮している。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校概要(教育理念、教育目標、学則) 講師紹介(校長名)、交通アクセス(所在地、連絡先) 事業報告書「学校法人の沿革」(沿革)
(2) 各学科等の教育	アドミッションポリシー(入学者に関する受入れ方針) 各科教育課程表(カリキュラム)コース紹介(特色、時間割) 取得資格紹介(資格取得)、事業報告書「国家資格取得の状況」(資格取得の実績) 就職実績(主な就職先)
(3) 教職員	講師紹介(教職員)、学園基本情報(教職員数)
(4) キャリア教育・実践的職業教育	事業報告書「就職支援及びキャリア形成支援の充実」(キャリア教育への取組状況) 就職サポート(就職支援等への取組状況)
(5) 様々な教育活動・教育環境	サークル活動(課外活動)
(6) 学生の生活支援	保健室、学生相談室(学生支援への取組状況)
(7) 学生納付金・修学支援	学費(学生納付金) 学費サポート制度(活用できる経済的支援措置の内容等)
(8) 学校の財務	事業報告書、貸借対照表、資金収支計算書、監査報告書
(9) 学校評価	自己評価、学校関係者評価報告書
(10) 国際連携の状況	-
(11) その他	財産目録(学校運営の状況に関するその他の情報)

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.tbgu.ac.jp/college>

公表時期: 随時

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程総合福祉学科社会福祉科)															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
								講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
必修	選択必修	自由選択													
1	○		現代国語表現	文法・文字表記の正しさ、語彙選択の適切さ、表現の適切さ・わかりやすさ、文章構成の明確さ、論理の一貫性などに重点をおいて学習していく。また、さまざまな文章に触れ、自らの文章表現に生かすとともに、文章内容や主題などを通して、豊かな心をも養っていく。	1通	60	4	○						○	
2	○		情報処理	Web、ワープロ、表計算の各種ソフトウェアの操作方法について解説し、演習にて理解を深め、パソコンに関する知識、操作の基本を習得し、簡単な文書作成、表操作、データ管理ができることを目標とする。	1通	60	2		○					○	
3	○		経済学概論	現代社会における経済の機能や役割について学習し、社会福祉行政について国家財政や地方財政等の側面から理解する。経済政策や社会政策と社会福祉と社会保障との関連について理解する。	1前	30	2	○						○	
4	○		英語表現	読解力・文章力・聴解力・会話力の四技能を更に高いレベルへ、場合に応じての適切な意思伝達能力を養う。また、英文読解力の向上を目的に、論理的な文章展開に注目しながら読み、内容を正確に理解することに重点を置く。	1前	30	2	○						○	
5	○		健康科学	生活習慣病が死因の上位を占めている現代社会において心身ともに健康的な生活をおくるために必要な知識を身に付ける。また、運動の生理学的な基礎や運動が健康とどのように関わっているかを学習する。	1前	30	2	○						○	
6	○		健康スポーツ実習（レクリエーションワーク含む）	スポーツは競技スポーツだけでなく国民の余暇活動としても幅広く楽しまれている。そのスポーツをより楽しむため、様々なスポーツを体験し、老若男女問わず誰にでもできるようなルールを変更したり、道具に改良しながらスポーツの楽しみ方を学習する。	1後	45	1			○				○	
7	○		医学概論	福祉専門職者に要求される最低限の医療・医学の知識の修得を目的とする。具体的には、生活習慣病や慢性疾患、臨床医学各分野概要、健康づくり対策、感染症対策等の保健医療等を学ぶ。	1前	30	2	○						○	
8	○		心理学と心理的支援	人の知覚、記憶、学習、発達、社会的認知等にわたって、理論を学び、最終的に人の行動を予測し、解釈することを目的とする。また、演習的な要素を盛り込み、「体験的な人間理解」を促進する。	1通	60	4	○						○	

(教育・社会福祉専門課程総合福祉学科社会福祉科)																
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
9	○			社会学の考え方やその対象、社会問題等について幅広く学習する。また、現代社会における重要な社会問題を取り上げ、核家族化や小家族化の進展、家族機能の展開の問題など、社会福祉を学ぶ者にとって重要なテーマについて考察する。	1後	30	2	○					○			
10	○			現代社会において社会福祉が果たしている役割や機能、福祉専門職としての資格である社会福祉士として活躍するために必要な基礎知識、社会福祉の歴史、社会福祉の法体系と運営実施体制、社会福祉の財源と費用負担、民間社会福祉の組織と活動、日本の社会福祉の動向と課題などに学習する。	1通	60	4	○						○		
11	○			社会調査の基本的性格を考察し、その代表的な調査技法である統計調査と事例調査の基本原理と方法、手順について学ぶ。また、標本抽出の方法や、調査結果の整理や分析方法、質問紙、調査票の作成手順、観察や面接の技法といった具体的方法論を学習する。	1後	30	2	○						○		
12	○			社会福祉士の役割と意義について理解する。また、相談援助における権利擁護の意義と範囲、相談援助に係る専門職の外苑と範囲、及び専門職倫理について理解するとともに、総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する。	1前	30	2	○						○		
13	○			地域共生の必要性が叫ばれている潮流下にあり、社会福祉士に「地域を基盤とした総合的かつ包括的支援」の知識・技術・実践力が問われている。ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの理解と共に総合的かつ包括的な支援の実際を学ぶことでジェネラルな視点を身に付けることを目標とする。	1後	30	2	○						○		
14	○			相談援助における面接の技術の目的や展開、面接形態について学習する。また、相談援助における人と環境との交互作用に関する理論について学習し、相談援助の過程とそれに係る知識と技術について理解する。	1通	60	4	○							○	
15	○			相談援助の対象と様々な実践モデルについて理解する。相談援助における事例分析、意義や方法を学び、相談援助の実際について理解する。また、ケアマネジメントやコーディネーション、ネットワーキング等の関連援助技術の意義と目的・方法を学習し、社会資源の活用・調整・開発についての理解を深める。	2通	60	4	○						○		

(教育・社会福祉専門課程総合福祉学科社会福祉科)															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
								講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
必修	選択必修	自由選択													
16	○		福祉行財政と福祉計画	現代の社会福祉サービスや支援は、市町村をベースとし、行政担当者とサービス利用者である住民および事業者が参加して計画立案に基づいて実施することが求められる。このことから、社会福祉の法制度の展開や福祉計画との関連や、国と地方自治体との関係、行政の仕組み、財政の仕組みについて学習し、福祉計画の意義と技法を理解する。	2後	30	2	○					○		
17	○		福祉サービスの組織と経営	福祉サービスにおける組織と経営管理について、社会福祉法人や特定非営利活動法人の組織や団体の活動内容、経営の基礎的な概念・戦略を学ぶ。また、社会福祉サービスにおける経営管理の実態と求められる今日的な経営管理について学び、視野を広め、福祉従事者としての資質を高める。	2通	60	4	○					○	○	
18	○		社会保障	社会保障制度全体について概説したうえで、今後社会保障制度に対応していかなければならない課題について検討する。また、社会保障の理念や仕組みに加えて、年金・医療・介護保険などの各制度について、制度の詳細も学習する。	2通	60	4	○						○	
19	○		高齢者福祉	高齢者福祉の概念・意義について理解するとともに、高齢者の精神的・身体的特徴や障害、高齢者福祉のニーズ、方法およびサービスの体系について学習し、高齢者に対する福祉サービスの現状について理解する。	2通	60	4	○					○		
20	○		障害者福祉	障害者福祉の理念と考え方、歴史の変遷、法体系、障害者運動の展開、障害者の種類の多様性とニーズの多様性など、障害者に関する基礎知識を学習する。そして、福祉現場に出たときに必要な援助方法について、障害者総合支援法について概説したうえで、障害者福祉の現場実践の場で必要となる専門的かつ正確な知識を習得する。	2通	60	4	○						○	
21	○		児童・家庭福祉	児童福祉の変遷とその社会的背景、児童福祉サービスの現状等を把握、また児童虐待や子育て支援など、現代の児童と家庭をめぐる社会環境についても学習する。また、家族が抱える様々な福祉的ニーズの分析をし、問題の解決を援助するためのアプローチの仕方を学習する。	2通	60	4	○						○	
22	○		貧困に対する支援	「救貧」を担う公的扶助制度に関する基礎知識を体系的に学習する。わが国における生活保護制度の原理、原則、実施体制、制度運用の現状と問題点に加え、近年の公的扶助制度に関する動向や課題などを学習する。	1後	30	2	○						○	
23	○		地域福祉と包括的支援体制	地域福祉推進の趣旨、方法、主体及び公私役割、地域福祉サービス供給主体とマンパワー、関連機関等との連携、地域福祉の計画策定、財源、地域における福祉の実践等に関し学ぶ。	2通	60	4	○						○	

(教育・社会福祉専門課程総合福祉学科社会福祉科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
24	○			保健医療と福祉	医療保険制度の概要と保健医療サービスにおける各専門職の役割および連携についての基礎的な知識を踏襲し、保健医療サービスの変化と社会福祉士の役割、連携について学習する。	2後	30	2	○					○	○	
25	○			権利擁護を支える法制度	相談援助と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む）との関わり、成年後見制度（後見人等の役割を含む）、日常生活自立支援事業について学習する。また、社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実践について学習する。	2後	30	2	○						○	
26	○			刑事司法と福祉	社会の中での働きかけ（処遇）を中心とする更生保護制度について、その概要、担い手、関係機関・団体との連携、また、精神障害等の状態で重大な犯罪を行った人の社会復帰の促進を目的とする医療観察制度の概要、さらには、更生保護制度の実践と今後の展望について学習する。	2後	30	2	○						○	
27	○			介護概論	社会福祉に関する基礎知識の体系的な習得を目指す。具体的には、現代社会において果たしている社会福祉の役割や機能、社会福祉に必要な基礎知識、社会福祉の歴史、社会福祉の法体系と運営実施体制、社会福祉の財源と費用負担、民間社会福祉の組織と活動、日本の社会福祉の動向と今後の課題などについて学習する。	1通	60	2	○						○	
28	○			福祉事務所運営論	福祉事務所制度の根拠と歴史の変遷、所掌事務とその内容、組織と予算の現状、他の社会福祉行政機関との関係、社会福祉協議会その他の民間社会福祉団体との関係、社会福祉主事を含めた職員に求められる専門性と倫理を学び、業務に求められる援助技術を理解する。	2前	30	2	○						○	
29	○			ソーシャルワーク演習	社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得することを目標とする。特に以下の内容について、専門的援助の基礎を学習する。	1前	30	1	○						○	
30	○			ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	ソーシャルワーク演習で学んだ内容からさらに踏み込み、相談援助の価値、知識、理論について学ぶ。援助対象の理解やグループワークの方法論、コーディネートやネットワークワーキングの実際、社会資源の活用方法等といった包括的な相談援助実践について学ぶ。	1通	60	2	○						○	
31	○			ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	社会福祉に求められる相談援助に係る知識と技術について、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化・理論化し体系立てていくことができる能力を養う。具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行う。	2通	60	2	○						○	

(教育・社会福祉専門課程総合福祉学科社会福祉科)															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
								講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
必修	選択必修	自由選択													
32	○		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	社会福祉実践現場の現状と課題、相談援助実習と実習指導の意義、実習先で必要とされる相談援助に係る知識、技術、実習先で行われる介護や保育等の関連業務や、実習の記録内容及び記録方法、巡回指導の必要性、実習全般に関する基本的な事項を学習する。	1後	30	1		○				○		
33	○		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	実習を行う予定の実習分野（利用者理解を含む）と、施設、事業者、機関、団体、地域社会に関する基本的な理解を身につける。前期には、実習先と指導教員との指導のもとで実習計画書を策定する。後期には、学生自身の具体的な体験や援助活動を振り返り、専門援助技術として概念化・理論化し、体系立てていくことができる能力を涵養する。	2通	60	2		○				○		
34	○		ソーシャルワーク実習	学校で学んだ原理や方法論を実際に援助技術に活用し、その経験より更に高度な技術を習得し、かつ、それらを通して社会福祉士にふさわしい自己の成長を図る。現場体験を通して社会福祉士が仕事をする上で必要な専門知識、専門援助技術及び関連知識の内容を深めると同時に、職業論理を身に付け、福祉専門職の自覚に基づいた行動ができるようにする。社会福祉実践現場の現状と課題、相談援助実習と実習指導の意義、実習先で必要とされる相談援助に係る知識、技術、実習先で行われる基本的な事項を学習する。	2前	315	7			○		○	○	○	
35	○		生活アクティビティ	高齢者の現状と課題について理解を深めるとともに、支援者として利用者との1対1や小集団、集団などそれぞれの場面で良好なコミュニケーションを築くための方法について学習する。また、様々なレクリエーション活動を経験し、その支援の方法や行事の企画運営などについて理解を深める。	1通	60	2		○				○	○	
36	○		生活支援技術	日常生活に支援が必要な方を理解し、基本的な生活支援技術を習得する。さらに、一人ひとりの障害や疾病、状況に合わせて生活支援技術を提供し、日常生活動作において、自立に向けた介護ができるようにする。	1通	60	2		○					○	
37	○		介護実習	介護実習の意義の重要性と、学内の講義、演習で学んだ知識や技術を具体的かつ実践的に理解する。利用者の方との関わりを深めながら、その方が求めている介護を提供することができるよう、理解力、判断力を養う。	1後	45	1			○			○	○	
38	○		介護・福祉サービスの理解	介護保険制度や障害者総合支援制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について学習する。また、介護職に求められる専門性と職業倫理を身につける。	1通	60	2		○				○		

(教育・社会福祉専門課程総合福祉学科社会福祉科)															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
39	○			国際福祉研究	社会福祉士の仕事は、日々の社会福祉実践に直接向き合う仕事であり、ローカルな実践に加え、グローバルな視点をもった発想が求められる。また、グローバル化のなかで規制緩和や競争原理の導入など国際的な様々な動向を国際比較することで、新たな展開のあるべき方向性を学習する。	2後	30	1		○				○	○
40	○			卒業研究	基礎教育科目及び専門教育科目で履修した講義演習を踏まえ、学生らは自ら研究テーマを設定し卒業研究を行う。具体的には、研究の意義・方法を学び、テーマ設定と研究計画書の作成を行う。また、卒業論文の作成と発表を行うことで、事例研究の基礎を身につける。	2後	30	1		○				○	
41	○			生活・就職指導	—	1～2通	60	0	○					○	
合計						41	科目			101	(2,145単位時間)				

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件： 所定期間在学しかつ、試験等により教育課程における所定授業科目を修得し全課程を修了したと校長が認めた者。	1学年の学期区分	2期
履修方法： 授業科目ごとに、出席時数が指定時数の3分の2以上の履修科目に対し修得の認定を行い、定期試験及び平常時の成績等の総合的評価がC判定以上であること。	1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。